

第 1 回千代田区エリアマネジメント推進ガイドライン検討会 における委員指摘対応表

1. 委員指摘とその対応

(1) 千代田区エリアマネジメント推進ガイドラインの目的について

(2) 千代田区エリアマネジメント推進ガイドラインの構成について

指摘	委員	⇒事務局の返答 ■対応
○様々なステークホルダーがいる中、千代田区という日本の中心地で、6万7千人の人口に対して85万に昼間人口がいるということにあっては、誰のまちだということを感じている。その中で資料1に、地域に住み・働き・学ぶ一人ひとりを実施主体としたいとあるのは、住民票の有無に関わらず千代田区に関わりがあり、千代田区を本当に考えている人を主体としているところが、通常のエリアマネジメントと決定的に違うと考える。他自治体のガイドライン等でも「みんな」という言葉や「人を戻す」といった言葉があるように、そこに住んでいる人たちだけでなく、千代田区に関わりのある人たちについて広く考えて進めなくてはいけないと感じた。	細木委員	⇒お住まいの方、昼間人口の方、それら皆様が、よりよくこのまちの方を使えるようにしていくことを目指すことが大事であると認識している。 ■P3 第1章「目的」で記載している「様々な主体」に、住民はもちろん働き、学び、訪れる人たち等も含まれていることが分かるように記載を追加。
○活動の主体を多様に設定していることがポイントだと考える。それらを一つのガイドラインでどうやってまとめていくかということが大事であるが、現時点ではそこがうまく見えていない。本ガイドラインが「自分に関係ない」とならないようにまとめる必要がある。	中島委員長	
○資料1について、区内にはエリアマネジメント組織が様々にあるが、今回のガイドラインの策定にあたって共通認識や連携についてどう考えているか。	小野寺委員	⇒共通認識は重要であるとともに、課題として捉えている。活動取り組まれる方々には主体的に、共通認識の取り組みを進めていただきたいと考えているが、区としても、その取組みやその他の団体との連携に関して、できる限り地域を巻き込んだものとなるよう支援していきたいと考えている。 ■P67「第6章 エリアマネジメント活動の展開に向けて」に「今後検討すべき事項」として「主体間の共通認識と連携の構築」を記載。
○千代田区の中に都市再生推進法人がいくつかあるが、立地上大企業が関わっているところが多いと思う。ただ、地域の活動を都市再生推進法人までもっていくにはハードルが高い。大阪市や仙台市では、都市再生推進法人準備団体認定制度といった制度で、都市再生推進法人になる前の段階のものを認定している。千代田区もエリアマネジメント団体やその活動を増やしていくのであれば、そういうステップを考えてもよいと感じた。	泉山委員	⇒ご指摘のとおり、都市再生推進法人でなければ受けられない支援等があると認識している。現在区では都市再生推進法人の準備段階から支援していく制度等がないため、今後検討すべき内容としてご意見を受け止めたい。 ■P67「第6章 エリアマネジメント活動の展開に向けて」に「今後検討すべき事項」として「区の支援制度等の拡充」を記載。

<p>○これまで、個人の活動はないがしろにされてきていたと感じる。道路空間を使う場合も町会や商店街といった団体じゃないと使えない実情がある。そうではなく、公共空間を活用する場合に求められる公共性や地域性をどういうふうに審査・チェックしていくのかを考えていく必要があると感じた。海外では、パフォーマーにライセンスを与えて活動を認めるような事例がある。また、オープンカフェやパークレットといった活動内容が明確なものについては、近隣の合意を経て基準を満たしていれば、簡易的にチェックできるような仕組みもある。一方、イベント等一つ一つ内容等が異なるものは、都度協議が必要な部分があると思う。いずれも誰がどうチェックするのかということクリアにできると、様々な活動にチャレンジすることを容認していくようなスタイルが作りあげられると考える。</p>	<p>泉山委員</p>	<p>⇒現在基準等が明確に整理されているわけではないが、基準等の明確にすることがよいのかどうかを含め議論が必要なものだと認識している。一方で、取組みのチャレンジについては、安全安心を保ちながら、そのチャレンジを阻害しないようにバランスをとっていくためには、相談を受け検討する体制等について本検討会で議論できればと考えている。</p> <p>■P67「第6章 エリアマネジメント活動の展開に向けて」に「今後検討すべき事項」として「制度活用の促進に向けた基準等の明確化」を記載。</p>
<p>○資料3の事例は、これから活動する方の参考になると思うが、「個人」のカテゴリーで紹介している2件は、公園や河川のスペースを団体として管理しているところに、まちづくり活動としてキッチンカーを呼んでいるものだと思う。これを個人の活動として紹介すると、個人に期待していることが分かりづらくなると考える。個人に頑張ってもらいたいとするのか、個人にはグループになってもらいたいとするのか、両方あると思うが、それが分かりやすく伝えられるとよい。</p>	<p>小嶋委員</p>	<p>⇒ご指摘のとおりキッチンカー事業者は団体として捉えられると考える。ご指摘を踏まえカテゴリーの整理をする。また、個人と団体で活動をするものの制度活用等に関する違いについて、分かりやすく示すことを検討したい。</p> <p>■第1章「4(2)千代田区におけるエリアマネジメント活動」のP6・P7部分において個人・グループ・団体等の活動の定義を記載するとともに、同じ考えを持つ人が集まり、さらに連携していくことでエリアマネジメント活動の規模・効果が大きくなることを記載。</p>
<p>○キッチンカーについては個人事業主になると考える。何が個人で、何が個人事業主なのかという考え方もあると考える。</p>	<p>泉山委員</p>	<p>⇒本ガイドラインは、ウォークブルまちづくりデザインが示す「滞留」「回遊」の視点を踏まえて活動し、まちを使いこなしていくことを推進するものであることを分かりやすく記載する。</p> <p>■P3第1章「目的」に、「まちを使いこなすための各種制度等を示す」ことを記載。</p>
<p>○本ガイドラインが対象とする活動の幅が広い中、この場で議論するのはまちを使いこなすことなのか、地区計画のように地域の将来像を考えるとのかといったことを議論するのかを整理し、ガイドラインの第1章でも明確にしたほうが良い。</p>	<p>加島委員</p>	<p>■P6第1章「4(2)千代田区におけるエリアマネジメント活動」のP6・P7部分において個人・グループ・団体等の活動の定義を記載し、違いを明確にするとともに、同じ考えを持つ人が集まり、さらに連携していくことでエリアマネジメント活動の規模・効果が大きくなることを記載。</p>
<p>○活動を運営するマネジメントの主体に関するところで、町会・商店会の空洞化が指摘されている。従来まちづくりをしてきた団体がそのような状況にある一方、まちの活動に参加する人は多様化してきており、町会や商店街への支援メニューをエリアマネジメントという形に融合させてもよいと考える。また、多様な活動については総括していく必要があると考える。</p>	<p>印出井委員</p>	<p>■P3第1章「目的」に、「まちを使いこなすための各種制度等を示す」ことを記載。</p>
<p>○プライベートな活動とパブリックな活動の間をつなぐハブのような空間を認めて、受け止めていく主体として、エリアマネジメント団体の意義があると考えている。また、活動を継続させるための仕組みも重要だと考える。財源と地域で使いたいものがミスマッチになっているところもあるので、地域の優先順位に基づき調整していけるような制度運営が必要だと考えている。</p>	<p>印出井委員</p>	<p>■P6第1章「4(2)千代田区におけるエリアマネジメント活動」のP6・P7部分において個人・グループ・団体等の活動の定義を記載し、違いを明確にするとともに、同じ考えを持つ人が集まり、さらに連携していくことでエリアマネジメント活動の規模・効果が大きくなることを記載。</p>

<p>○神保町地区に関して言うと神保町活性化委員会というのがあり、8月15日にイベントを行ったが、お盆中にも関わらず盛況であった。当町会は小さく財力そんなにないため、活動に対する支援はありがたく感じている。組織が小さいことにもメリットはあって、意見が割れずスムーズに進められるということがある。また、運営にあたっては「遊ぶ」ことがよいと考えている。大変だけど計画する方も楽しくないと、来ていただく方も楽しめない。</p>	<p>高岡 委員</p>	<p>■P5 第1章「4(2)千代田区におけるエリアマネジメント活動」に、コラムとして、エリアマネジメント活動の運営にあたって「遊ぶこと」「楽しむこと」が重要であることを記載する。</p>
<p>○委員からもお話があったように、やっている私たちが楽しいというのも重要で、やりたいと思う人がやれる状況をサポートし、それを価値のあるところにつなげる回路をどうつくるのかということが肝だと考えている。</p>	<p>中島 委員長</p>	
<p>○住民の意見と関係なくバラバラに開発等が進むのは残念である。まちづくりにおいて、全体をみることも大事だが、住んでいる人の発言力がないように感じている。ウォーカブルなまちづくりには賛成だが、住み続けられるまちにするためにも、活動に対して住民の意見をどうやって出せばよいか分からないため、今回の検討会の中で勉強し、ご意見を伝えたい。</p>	<p>岩澤 委員</p>	<p>■P5 第1章「4(2)2地域の都心生活の質(QOL)を向上につなげる活動」に、エリアマネジメント活動が地域の求めるものであるか、地域の声に耳を傾ける必要がある旨記載。また、コラムとして共通認識を築くことの重要性を記載。</p> <p>■P67「第6章 エリアマネジメント活動の展開に向けて」に「今後検討すべき事項」として「主体間の共通認識と連携の構築」を記載。</p>
<p>○ウォーカブルなまちづくりを何のためにやるのかということだが、まちを通じて社会に参画する経路を増やしていく取組みとなる。その中で顔をあわせ、関係をつくっていくことが、自分たちの環境をよくしていくことにつながってくると考える。住み続けられるということは大きなテーマで、まちに関わる人たちの背中を押しつつ、行政側の支援を分かりやすく届けていくことがこの会の狙いだと思う。</p>	<p>中島 委員長</p>	
<p>○まちで活動したいときに困るのは、活動に対して必然性・必要性が求められることである。個人が主体となって活動することは魅力的で可能性があるが、地域との合意形成を誰が図るのかといったことも難しい。そのためにエリアマネジメント団体が必要だと感じている。</p>	<p>土方 委員</p>	
<p>○エリアマネジメント活動が支援に値するかどうかの必要性の議論について、基準を設けるかどうかということも含めて重要だと考える。</p>	<p>中島 委員長</p>	<p>■P67「第6章 エリアマネジメント活動の展開に向けて」に「今後検討すべき事項」として「制度活用の促進に向けた基準等の明確化」を記載。</p>

<p>○チャレンジする側からすると手軽に素早くできないとモチベーションが落ちてしまう。オーストラリアのメルボルンではストリートパフォーマーが活動してよい場所や、チャレンジしてよい場所が視覚化されている。地域等と対話して一緒にやっていく場所が明確になると活動がしやすくなると思う。</p>	<p>泉山委員</p>	
<p>○活動の良し悪しだけでなく、できる・できないという場所の話をセットで考える必要がある。その都度全部協議しなければならないのではなく、ここならできるということを示すことで、そこに活動が乗っかってくる動きもあると考える。活動に着目する形で議論することは大事だが、それがどこでできるかの環境のセッティングについても議論できるとよい。キッチンカーの取組みも、ここならできるという場所があれば、個人や個人事業主が乗ってくる。場所づくりから始めなければならないとすると、団体である必要性や支援の必要性から話が始まり、プロジェクト的になってしまう。</p>	<p>中島委員長</p>	<p>■P21 第2章にメルボルンの事例を記載。</p> <p>■P67「第6章 エリアマネジメント活動の展開に向けて」に「今後検討すべき事項」として「制度活用の促進に向けた基準等の明確化」を記載。</p>
<p>○自分がやってきた活動を振り返ると、当初町会から猛反対されていたものが、社会実験を経て、開発が行われ、よい結果となった。それぞれにまちへの思い入れがある中、折り合いをつけて次の世代にまちを託していけるよう、話し合いを続けていくということが重要である。また、活動後すぐ結果を求めるのではなく、今の活動が数年後に花開くように、その都度話し合いを続けていくことが重要である。</p>	<p>細木委員</p>	<p>■P5 第1章「4(2)2地域の都心生活の質(QOL)を向上につながる活動」にコラムとして、活動の際に話し合いをすることで共通認識を構築すること、活動後も継続して話し合いを続けていくことでよりよいまちづくりにつなげていくことが重要であることを記載する。</p>
<p>○町会の意見と住人の意見が異なる場合もある。地域のまちづくりが、住人が知らないまま進むことがないよう、誰の利益でということではなく、まちとしてどうしていきたいかを中立的に話し合いができる場が必要である。</p>	<p>岩澤委員</p>	<p>■P67「第6章 エリアマネジメント活動の展開に向けて」に「今後検討すべき事項」として「主体間の共通認識と連携の構築」を記載。</p>
<p>○資料1の2ページにのっているエリアマネジメント組織は、様々に課題はありながらも活動をしているが、一方で個人や町会の活動も応援していきたいと考えている。そのため、それらの活動をどう展開できるかが重要だと考えている。千代田区内の町会・商店街による活動はどういったものがあるかを整理できると、「ここでできるなら自分たちも」といったことや、活動への助言等も出せるようになると思うので調査していただきたい。</p>	<p>加島委員</p>	<p>⇒区内の事例を調査し、整理する。</p> <p>■道路占用・公園占用、商店街等への補助事業等を整理するとともに、公開の可否等について検討する。</p>
<p>○地域の活動の見える化はやっていただきたい。神田祭の道路空間の使い方等、千代田区の町会や地元のノウハウは高いレベルにあると思う。地元の人の使いこなしがうまい地域が多くあるので、そういったノウハウを個人やエリアマネジメント団体につなげられるとよいと考える。</p>	<p>中島委員長</p>	
<p>○すでにある事例や、官民で話し合う機会やテーブル・仕組みといったものを共通理解として示せると、今後の進め方の手掛かりになる。そういった情報を整理し、議論できるとよい。</p>	<p>重松委員</p>	<p>■P8 第1章「4(2)3官民の連携したチャレンジにより展開」に官民が連携したチャレンジした取組み事例を掲載する。</p>

(3)千代田区エアーマネジメント推進ガイドラインに掲載する各種制度について

指摘	委員	⇒事務局の返答 ■対応
○東京都のヘブンアーティスト事業を追加したほうがよい。	泉山委員	⇒第4章に記載を追加する。 ■第2章P13に記載するとともに、第4章P62に記載。
○印象として1番と3番は必要だが、割とそれ以外は行政が使うものも入っているしエアーマネジメント団体や都市再生推進法人でないと使えないものがあるので、誰が使うのかということに分けられると明快だと感じた。	泉山委員	⇒誰が制度等を活用するのかを分かるような形で、一覧の記載方法を検討する。 ⇒代表的な制度は本編で示したうえで、それ以外の制度についても資料編で網羅できるようにする。
○第4章のところで制度等をまとめるとのことだが、資料編にまとめるようなやり方もあると考える。	中島委員長	■P31第4章の冒頭において、本編に記載するもの、資料編に記載するものの考え方を整理し、記載。制度活用において組織や活動地域についての位置づけが指定されていることが要件である等のものについては資料編にまとめる。
○ここでリスト化しているのは現行の制度である。都市再生推進法人になる手前にある団体等を認証し、どう支援メニューをつくっていくかの検討に向けた議論が必要である。	印出井委員	⇒第4章は既存の制度ということで整理している。新しく検討すべき制度等については、記載を検討する。 ■P67「第6章 エアーマネジメント活動の展開に向けて」に「今後検討すべき事項」として「区の支援制度等の拡充」を記載。
○誰が使うかによって使える方法が異なることもある。例えば道路使用許可だと、非公式団体だと、構成員のそれぞれで許可・手数料が必要となるが、区市町村に認められた団体だと一括で使用許可がもらえる。そのようなテクニク的な部分も、それぞれの章とつながって記載できる部分があると思うので、分かりやすく示してもらえるとよい。	小嶋委員	⇒ご指摘いただいたようなテクニカルな部分についてもアンケート調査等を通じて記載を検討したい。 ■制度を運用する側の視点と、制度を活用する側の視点から留意事項等について記載できるようにアンケートを作成し、第4章で整理できるようにする。
○道路使用許可がおりないケースが多くあると思うが、その部分は心配しなくてよいのか。	高岡委員	
○国のウォークアブル施策に関する議論がオーソライズされる中で、警察庁も話しているということなので、ウォークアブルに対する大きな方向感をご理解いただけていると思う。それが現場周辺におりた時に、緊急車両の状況や交通量等の中で難しい部分もあると思う。区等も説明しながら合意形成がしやすい、警察とも共感しやすいような仕組みを、ウォークアブルなりエアーマネジメントなりを議論する中で積み上げられればと考えている。	印出井委員	⇒本ガイドラインによって必ず道路使用許可がおりるようになるということはお答えできないが、様々な課題をクリアし、まちを使いこなすことができるようになっていけばよいと考えている。
○これまで各地域が個別に道路使用許可を取りに行き協議していたものが、公共空間を使いこなしていくという面では、千代田区であれば景観・都市計画課でサポートしていくような形へ徐々になってきていると思うので、現場で起きていることとそれをサポートできるかということについて、両輪を見ながら議論を進めていければと考えている。	中島委員長	
○千代田区で活動する中で、実感として思うのは交通量に対して幅員が広い部分があったり、土日は交通量がないところがあったりすることである。曜日時間単位でも交通量の差が激しいと感じる。今後、ウォークアブルまちづくりデザインに基づき、地域ごとにウォークアブルの計画が必要になるだろうが、その時に、道路の使いやすさ等の住み分けが整理されていると、活動のしやすさにつながると考える。	泉山委員	■P67「第6章 エアーマネジメント活動の展開に向けて」に「今後検討すべき事項」として「制度活用の促進に向けた基準等の明確化」を記載。